特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務			
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。			
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。			
	木曽岬町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。			
	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知			
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。			
③システムの名称	住民票システム、住基ネットGWシステム、市町村CS、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
- (平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- 第6条(住民基本台帳の作成)
- 第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10
- (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
- (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (選択肢>

 (1) 実施する
 (2) 実施しない

 (3) 未定

・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表

(主務省令第2条の表における情報提供の根拠)

②法令上の根拠

第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58, 59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、144、149、150、151、152、155、156、158の項)(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)

なし

(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署
 住民課
 ②所属長の役職名
 住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 住民課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6103

9. 規則第9条第2項の適用	月 []適用	した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	↑和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	また、住基事務では、上記が、いずれの局面において 策は十分であると考えられ、 ・転出証明書に記載された・ ・特定個人情報を含む書類	記のほか、下記の) も複数人での確認 る。 個人番号及び本ノ でもUSBメモリは、 を郵送等する際は	所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。 局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する 忍を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対 人情報のデータベースへの入力 施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が 。			

9. 監査		
実施の有無	[O]自己点検 [O]「	内部監査
10. 従業者に対する教育	•啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	1 3) 権限のない者によって不正に使用 4) 委託先における不正な使用等のリ 5) 不正な提供・移転が行われるリスク 6) 情報提供ネットワークシステムを通	の対策 のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 されるリスクへの対策 はなったの対策 はなったの対策 となったの対策 となったの対策 となったができまでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の際には必ず住民情報システム る。 また、パスワードを定期的に変更することで	. 静脈認証装置とパスワードによる認証によって限定しており、の権限異動を実施し不正なログイン等がないよう徹底していで不正アクセスを防いでいる。これらの対策を講じていることかのない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年3月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年3月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	住民課長 山田 克己	住民課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月6日		2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号)	事後	番号整備法(平成25年法律 第28号施行に伴う)
令和2年1月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 法令上の根拠	6, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 10	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85-2、89、91、92、94、96、101、10 2、103、105、106、108、111、112、11 3、114、116、119の項)	事後	地方公共団体情報システム機構の記載要領に合わせた。
令和2年1月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	住民票システム、住基ネットGWシステム、市町村CS、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	住民票システム、住基ネットGWシステム、市町村CS、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム	事前	証明書コンビニ交付に伴うシ ステム追加
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年1月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	I -4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	6, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80,	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布に伴う変更
令和4年2月9日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	り扱つ事務 ②事務の概要		追記:①サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領及び、マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称		追記:サービス検索・電子申請機能	事後	マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請の実施に伴う追記
令和5年11月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か 2.取扱者数 いつ時点の計	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事前	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58,59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、144、149、150、151、152、155、156、158の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	「番号法」の一部改正(別表第 二の廃止)に伴う修正
令和6年11月1日	I 関連情報 9. 規則第9条2項の適用		項目追加	事前	基礎項目評価書の新様式への移行に伴う修正
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年11月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、住基事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・転出証明書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。	事前	基礎項目評価書の新様式へ の移行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV しきい値判断項目 11.最も優先度が高いと考え られる対策		統合端末へのアクセスが可能な職員は、静脈認証装置とパスワードによる認証によって限定しており、人事異動の際には必ず住民情報システムの権限異動を実施し不正なログイン等がないよう徹底している。また、パスワードを定期的に変更することで不正アクセスを防いでいる。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	基礎項目評価書の新様式へ の移行に伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。